

■ 自殺対策

指標	現状値(R4)	目標値(R17)
自殺者数	13人	現状より減少させ、0に近づける
自殺率(人口10万人対)	15.3	現状より減少させ、0に近づける
ゲートキーパーの増加	1,297人	3,000人
心配事や悩み事の相談先がある者の割合の増加	71.4%	47.0%

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値(11月末)	令和7年度数値(11月末)	令和7年度実績(11月末)	令和8年度に向けた課題	令和8年度取組方針
1	守山市自殺対策連絡協議会を中心とする連携の強化	協議会を中心に関係機関・関係団体で、情報の共有や連携により自殺対策の推進を図る。	—	1回(8/5実施)	自殺対策連絡協議会(8/5)を開催した。協議会では、当市の自殺者の現状、事業の進捗状況を確認し、今年度における課題や今後の方向性について意見交換を行った。	11月末時点では、自殺者数はわずかではあるが減少傾向である。引き続き、他機関と連携を強化しながら自殺対策を推進する必要がある。	関係機関・関係団体と連携しながら、第3次健康もりやま21に基づき、自殺対策を推進する。
2	重層的支援体制の強化(家族まるごとの相談支援)	障害・困窮・ひきこもり等を起因とした、複雑化・複合化した生活のしづらさを抱えている家庭に対して、関係機関が連携し家族丸ごとの重層的な支援を行う体制を整備を図る。	重層的支援会議 10回開催 アウトリーチ支援員3回/週勤務	重層的支援会議 6回開催 アウトリーチ支援員5日/週勤務	健康福祉部、教育委員会事務局の庁内12課(室)に連携推進員を設置し、重層事業委託先や庁外関係機関も参加することにより、月1回の重層的支援会議を開催。 重層的支援体制整備事業実施計画の見直しに伴い、あらためて、重層的支援体制の整備について研修を行った。研修の際には、庁内全体に参加者を募り、部局を超えた重層的な支援体制について意識づけを行った。 委託によるアウトリーチ事業について、支援体制の充実を図り、より柔軟な対応が可能となった。	重層的支援体制整備事業実施計画の見直しにおいて、包括的支援体制の整備のためには庁内の職員の意識醸成が課題であることがあげられた。本市の「重層的支援体制」について、目指すところを共通認識できるような、継続的に取り組む必要がある。	重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるよう、重層的支援会議を開催する。(基本 月1回開催予定) 支援者を支援する体制の整備、協働の視点を持った人材の育成のための研修
3	民生委員・児童委員による地域見守り活動の支援・連携強化	民生委員・児童委員による生活困窮者等の見守り・各種相談などの活動支援および周知を図る。	訪問・連絡活動 20,904件	訪問・連絡活動 21,473件	4月に開催した福祉行政説明会において、市行政全体の説明を行う中、生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の説明を行い、理解醸成に努めた。また、訪問連絡活動における活用資料として、各委員の担当地域分の避難行動要支援者(同意者)名簿を提供し、地域での見守り活動の支援を行った。 守山市社会福祉協議会が推進する、自治会や学区を単位とする「見守り支えあい活動」への支援を行うなかで、連携強化に努めている。	令和7年民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、委嘱数は改選前と比較し2名減の159名の委嘱が行われたが、自治会によっては民生委員・児童委員の欠員地区が生じた。欠員地区における訪問をはじめとした活動が十分に行えず、生活困窮者などの早期発見が困難となること懸念される。	民生委員・児童委員の担い手確保のための取り組みを推進するとともに、民生委員・児童委員協議会との連携を図り、生活困窮者などの早期発見および速やかに相談支援機関へ連携できる体制整備に努める。
4	民生委員・児童委員と連携した高齢者等への見守り、相談支援を行う。	介護支援専門員と民生委員・児童委員との研修交流会(2/19開催予定)	介護支援専門員と民生委員・児童委員との研修交流会(2/19開催予定)	介護支援専門員と民生委員・児童委員との研修交流会(7/17開催、参加者計42名)	圏域地区地域包括支援センターの地区担当者が民生委員・児童委員協議会の定例会へ毎月出席し、地域支援者からの情報収集等を行った。 民生委員・児童委員と介護支援専門員との連携を深めるため、研修交流会を開催。	民生委員・児童委員の改選に伴い、新たに関係性を構築する必要がある。	各圏域地域包括支援センターと自治会長、民生委員・児童委員等の地域支援者との関係づくりを強化し、支援が必要な人の早期把握に務める。
5	断酒会の活動支援	断酒会会員への相談支援、団体支援を行うとともに、必要な人に活用周知を図る。	—	—	ケース対応を通じて医療機関をはじめとする関係機関と連携し、医療受診支援や、必要に応じて断酒会等の案内を行っている。	参加者が固定化しており、新たな参加者が少ない。	ケース対応を通じて医療機関をはじめとする関係機関と連携し、医療受診支援や、必要に応じて断酒会等の案内を行っていく。
6	アルコールに関する相談	アルコールを起因とする相談・支援を行う。	アルコールに関する相談件数 延べ221件 実5人	アルコールに関する相談件数 延べ15件 実5人	ケース対応の中で家族、医療機関を始めとした関係機関と連携し、家族支援や医療受診支援、必要に応じて断酒会等の案内を行った。 アルコール関連問題啓発週間にあわせ、市役所1階で、アルコール依存症を含めたアルコールに関連する啓発を実施した。	・アルコールに関する不安を抱えている市民に対し、相談窓口や断酒会の活動について周知啓発が必要である。 ・断酒会運営の新たな担い手づくりが必要である。	引き続き、アルコール依存症などのアルコールに関する相談があった場合、関係機関と連携しながら、状況に応じて断酒会等の情報提供を行う。 アルコール依存症などの相談窓口についても引き続き市ホームページなどで周知啓発を行っていく。
7	精神障害家族会等への支援	精神障がい者家族会会員への相談支援、精神障害者支援ボランティアに対する育成や団体支援を行うとともに必要な人に活用の周知を図る。	—	—	精神障がい者と家族の会(さざなみの会)およびメンタルスマイルについて、必要に応じてサロン等の案内を行っている。	サロンを実施するボランティア等の高齢化、担い手不足。	ボランティアの充実を図り、当事者や家族に対して必要に応じてサロン等の案内を行っていく。
8	いのちの電話活動支援	相談窓口の周知を図るとともに相談員養成講座への参加者募集等の支援を行う。	—	—	広報やホームページ、相談窓口リーフレット等で相談窓口の周知を行った。 R7.9月の自殺予防週間に合わせて、滋賀いのちの電話と一緒にJR守山駅前にて街頭啓発を行った。	あらゆる機会を通じた相談窓口の啓発が必要である。	引き続き、リーフレットやチラシ、不眠症状に着目したうつ啓発時などで、相談窓口の啓発を行う。 相談員養成講座の受講生を確保するため、募集チラシを窓口等へ設置したり、広報もりやまにて募集を行う。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値(11月末)	令和7年度数値(11月末)	令和7年度実績(11月末)	令和8年度に向けた課題	令和8年度取組方針
9	老人クラブや自治会活動を通じた生きがいづくり支援	老人クラブへの活動支援や高齢者サロン等の自治会活動を支援することで高齢者の生きがいづくりを図る。	令和6年度老人クラブ活動等事業費補助金1,793,702円  老人クラブの介護予防の取組 お楽しみライブ 1回 スポーツ大会 1回  すこやかサロン実施回数(9月末時点) 学区 4回、自治会 464回	令和7年度老人クラブ活動等事業費補助金 1,896,136円  老人クラブの介護予防の取組 バス研修 1回 お楽しみライブ 1回 スポーツ大会 1回  すこやかサロン実施回数 学区 9回(345人) 自治会 926回(13,596人)	○老人クラブ 老人クラブ活動費に対する補助の実施 老人クラブ連合会の活動等の広報での周知 老人クラブ主催のイベントの準備支援  ○すこやかサロン 高齢者が身近な所で集える居場所として定着している。特に、自治会での開催が昨年度より増加している。	○老人クラブ 会員数・クラブ数の減少 役員の負担が大きいことや、メンバーの高齢化による、役員のなり手不足 物価の高騰や会員の減少に伴う資金難  ○すこやかサロン 参加者の固定化の懸念もあるが、新規の参加者を呼び込むための工夫が必要	○老人クラブ 市広報等を利用し、老人クラブの活動を広めることで、魅力を知ってもらい、会員の増加を目指す。  ○すこやかサロン 引き続き、社協への委託を行い身近な場所で集えるよう事業を検証し、事業の充実を図る。
10	市職員や支援者関係者の連携強化および資質向上	相談業務に対応する市職員や支援関係者等を対象に研修会や事例検討を開催し、支援機関の連携強化および支援者の資質向上を図る。	重層的支援会議 10回開催	重層的支援会議 6回開催【再掲】	健康福祉部、教育委員会事務局の庁内12課(室)に連携推進員を設置し、重層事業委託先や庁外関係機関も参加することにより、月1回の重層的支援会議を開催。 重層的支援体制整備計画の見直しに伴い、再度、重層的支援について確認のための研修を行い、研修の際には、庁内全体に参加者を募り、部局を超えた重層的な支援体制について意識づけを行った。【再掲】	重層的支援体制整備事業実施計画の見直しにおいて、包括的支援体制の整備のためには庁内の職員の意識醸成が課題であることがあげられた。本市の「重層的支援体制」について、目指すところを共通認識できるよう、継続的に取り組む必要がある。【再掲】	重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるよう、重層的支援会議を開催する。(基本 月1回開催予定) 支援者を支援する体制の整備、協働の視点を持った人材の育成のための研修。【再掲】

基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値(11月末)	令和7年度数値(11月末)	令和7年度実績(11月末)	令和8年度に向けた課題	令和8年度取組方針
1	こころの健康についての相談支援	うつ病等精神疾患やこころの健康について、関係機関と連携を図りながら相談支援を行う。	すこやか生活課 相談件数 ①訪問:延べ46件(実20人) ②電話:延べ521件(実55人) ③面談等:延べ179件(実48人) ④オンライン相談:延べ1件(実1人) *①②③は重複あり	すこやか生活課 相談件数 ①訪問:延べ38件(実16人) ②電話:延べ242件(実64人) ③面談等:延べ138件(実58人) オンライン相談:0件 *①②③は重複あり	<p>&lt;すこやか生活課&gt; 不安や悩みを抱える人に対して、定期的な面談や訪問を実施し、必要時医療機関の紹介を行った。生活困窮や発達課題等の複合的な課題がある人に対しては関係機関と連携を図りながら相談支援を行った。また、不眠症状に着目し、不眠症状からうつ病・心の健康についてチラシおよびポスターを作成し、自治会、郵便局、銀行、スーパー等の市民が利用する施設や、市内公共機関、市内セブンイレブン13店舗に設置・配布を行った。</p>	こころの健康相談件数は増加傾向であり、支援が必要な人が相談につながりやすい体制整備が必要である。国や県も含めた、SNS相談等の多様な相談窓口について、周知啓発が必要である。また、複合的な課題を抱えている人に対し、早期に連携を図れるよう、関係課内で速やかに情報共有をしていく必要がある。	引き続き、不安や悩みを抱える人に対して、関係課や関係機関と連携を図りながら、相談支援を行う。多様な方法で相談対応ができる体制として、非対面型の相談(オンライン相談)も活用していく。また、啓発資料についてもこれまでのパンフレットだけでなく、広報やデジタルサイネージ等の様々な媒体を用いて周知を強化していく。
					<p>&lt;障害福祉課&gt; 医療機関や相談支援センター等の関係機関と連携を図り、相談支援をおこなっている。</p>	相談内容の多様化・複雑化への対応が必要である。	医療機関や相談支援センター等の関係機関と連携を図り、相談支援を行う。
					<p>&lt;健康福祉政策課&gt; 日常の情報共有によって医療機関や関係機関との連携を図るよう努めた。必要に応じて受診同行を行うことで医師の治療方針を確認し、受給者が医師と良好な意思疎通が図れるよう支援した。</p>	受給者の中には、他者の介入に拒否的な者、病識のない者、頻繁に連絡してくる者等様々な方がおられ、その対応に苦慮するケースもある。より一層、関係機関と連携を密に取り、対応していく必要がある。	ケースワークを通じて、医療機関や関係部署と連携を図るなか、精神疾患やこころの健康に対する支援を行う。
					<p>&lt;子ども家庭相談課・子育て応援室&gt; 要保護児童対策協議会等でのケース対応において、すこやか生活課等の庁内関係機関、保健所や医療機関等の庁外関係機関と連携し、支援を要する人の状況に応じた支援を進めている。</p>	要保護児童対策協議会において対応するケースの中には、精神疾患やこころの健康の問題に加え、児童虐待、貧困、DV等複合的な問題が含まれていることがしばしばあり、関係機関の緊密な連携が必要である。	支援を要する家庭に対し、要保護児童対策協議会等を通じて、関係機関が連携した対応を行う。
					<p>&lt;納税課&gt; 対応にあたり、相談を受ける中で生活・経済状況を把握しつつ、必要に応じて生活支援相談課等と連携を図っている。</p>	来庁・連絡がない場合や相談支援の介入に拒否がある場合、生活状況の把握が困難である。	引き続き、納税相談を実施する中で、市民の生活・経済状況の把握に努め、必要に応じて納付資力の回復を目指すべく生活支援相談課等の関係課との連携を図る。
<p>&lt;母子保健課&gt; 母子健康手帳発行時の面接(ネウボラ面接)から8か月アンケート、新生児訪問、乳幼児健診を通して、保護者の負担感を確認し、必要時は医療機関や関係機関と連携し、相談対応を行った。</p>	各事業を通して課題のある対象者を把握し、早期から支援介入を行う必要がある。	各事業にて対象者のリスク把握を行い、ハイリスクの対象者に対しては早期から継続した介入を行い、関係構築と課題解決の支援を行う。					
2	アディクション関連についての相談	アディクション関連(アルコール依存・ギャンブル依存症・薬物依存)に対しての相談や関係機関と連携した支援を行う。	アルコールに関する相談件数 すこやか生活課 (訪問、電話、面接およびケース会議。再掲) 延べ221件 実5人	アルコールに関する相談件数 すこやか生活課 (訪問、電話、面接およびケース会議。再掲) 延べ15件 実5人	アディクション関連に対しての相談があった場合、医療機関や訪問看護等の支援者と連携し、アディクション(薬物依存)ケースの対応を行っている。  県主催のアディクションセミナーの照会や支援者自身が参加することでスキルアップを図っている。	相談者の病識の欠如等による医療受診の難しさがある。  ギャンブル依存症や薬物依存に関する相談実績はないが、他課との連携して面談対応する中で買い物依存症が疑われる人がいた。引き続き、不安を抱えている市民に対して必要な情報提供を行い、支援につなげる必要がある。	相談者に対し、県で実施しているアディクションセミナーや家族会についての情報提供を行ったり、関係機関と連携しながら、アディクション問題へ取り組む。
3	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療費(精神通院)支給認定申請についての相談	精神科に定期通院されている人に制度の周知を図る。申請に関する相談支援を行う。	—	—	障害福祉のしおりに記載し配布する他、市ホームページにも掲載し制度の周知・啓発を行っている。	精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療費(精神通院)の更新をしない方について、相談支援が困難になる。	医療機関等と連携し、制度の周知・啓発を行う。
4	精神障害者地域生活支援センター「風」への相談事業の委託	精神障害を抱える人が自宅等で生活できるよう支援センター「風」に支援を委託するとともに連携して相談支援を図る。	支援センター「風」による相談支援事業 延べ951件 実116人  個別支援会議参加回数 38回	支援センター「風」による相談支援事業 延べ802件 実60人  個別支援会議参加回数 37回	精神障害者やその家族の相談に応じ、日常生活支援や自立支援を行った。対応困難ケースには、関係機関で役割分担し、チームでの支援を行った。	相談内容の複雑化・多様化への対応が必要である。  介護保険サービスへの移行等、煩雑なサービス利用への支援が必要である。	引き続き、支援センター「風」と連携し相談対応を行う。  支援センター「風」、草津保健所、すこやか生活課、障害福祉課で行っている連絡会を継続する。
5	子育てに対する相談や関係機関と連携した支援を行う。	子育てに対する相談や関係機関と連携した支援を行う。	子ども家庭相談課・子育て応援室 相談件数 延べ717件	子ども家庭相談課・子育て応援室 相談件数 延べ728件	<p>&lt;子ども家庭相談課・子育て応援室&gt; 家庭児童相談を通じて、子育てや子どもとの関わり方に関する悩みの相談を実施した。  児童相談所や警察等と連携し、児童虐待へ早期に対応した。  支援を要する家庭を要保護児童対策協議会において管理し、地域で暮らしていくための支援を組織的に展開した。  赤ちゃん訪問等を通じて、地域における家庭支援の充実を図った。</p>	家庭児童相談等の中には、保護者の健康・精神状態、経済および生活状態、育児疲れ等様々なリスク要因が重なり合っていることが少なくないため、関係機関等が連携して支援を行っていく必要がある。	家庭児童相談を通じた子育てや子どもとの関わり方の相談、児童虐待への早期対応、地域ぐるみの家庭支援の充実に取り組むを進める。
6	子育て全般についての相談	子育てに対する相談や関係機関と連携した支援を行う。	母子保健課 電話相談 延べ642件 訪問・来所相談 延べ285件	母子保健課 電話相談 延べ996件 訪問・来所相談 延べ330件	<p>&lt;母子保健課&gt; 伴走型支援を継続し、新生児訪問から各乳幼児健診間で経過観察の必要な対象者に対して、継続性を持った関わりを行い、必要時は関係機関との連携を図っている。</p>	相談件数が増えており、対象者への介入機会も増えている。対象者の相談に対して伴走しながら支援していく必要がある。	引き続き伴走型支援を行い、対象者に対する継続した支援を行っていく。
7	子育てに対する相談や関係機関と連携した支援を行う。	子育てに対する相談や関係機関と連携した支援を行う。	—	—	<p>&lt;幼保支援室&gt; 市地域子育て支援センターおよび市内子ども園・保育園・幼稚園において子育て相談を行った。今年度も幼稚園では、母子保健課と連携し、未就園事業の中で身体計測をしたり、子育ての相談ができるよう機会を設けた。</p>	子育てにおける悩みや不安は多様化しているため、関係機関と連携を密に取りながらサポートしていく必要がある。	引き続き、市地域子育て支援センターおよび市内子ども園・保育園・幼稚園において子育て相談を行い、関係機関と連携を取りながら、多面から支えていく。

基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値(11月末)	令和7年度数値(11月末)	令和7年度実績(11月末)	令和8年度に向けた課題	令和8年度取組方針
8	発達や発達障害についての相談	発達に関する相談や就労・進路等について関係機関と連携した支援を行う。	発達支援課 相談件数 延べ736件 実525人	発達支援課 相談件数 延べ668件	「発達支援システム基本方針2021」の中間見直しに基づき、発達相談・訪問相談・中学校別移行会議、高校訪問等において、支援が必要な児童への相談支援および関係機関との連携を行っている。  「児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定」や高校訪問等による高校からの情報提供により、適切な機関につなぐ調整等を行った。	「発達支援システム基本方針2021」の最終年度であり、令和3年度からの総括をする必要がある。	令和9年度から令和14年度までの(新)発達支援システム基本方針を定め、校園等の関係機関と連携して、事業に取り組んでいく。
9		発達に関する相談や就労・進路等について関係機関と連携した支援を行う。	母子保健課 相談件数 延べ91件 実85人	母子保健課 相談件数 延べ72件 実66人	乳幼児健診等で発達の気になるケースや育児のやりにくさ等、発達にかかわる相談があったケースに対し発達相談を実施した。認可園に就園している0～2歳児の発達相談は4件実施した。	乳幼児健診等の様々な場から発達の気になる児や母の不安などがある場合に発達相談を実施し、保護者が発達水準に即したかわり方や育児の相談ができるようにしていく。	引き続き認可園に就園している0～2歳児についても、乳幼児健診等で発達が気になる児や母の不安がある場合は母子保健課で発達相談を実施する。
10		発達に関する相談や就労・進路等について関係機関と連携した支援を行う。	—	—	関係機関と連携を図り、発達に関する相談や就労・進路等について適切な支援につながるよう努めている。	発達支援課との連携や役割分担が必要である。	関係機関と連携を図り、発達に関する相談や就労・進路等について適切な支援につながるよう努めていく。
11	ひきこもりについての相談	精神疾患や発達障害などによるひきこもりについて相談支援を行う。	すこやか生活課 相談件数 延べ54件 実15人	すこやか生活課 相談件数 延べ34件 実10人	ひきこもり状態となっている人の中には、精神疾患や発達障害が背景にある場合があり、必要時医療受診の調整を行ったり、発達支援課などの関係機関と連携を図りながら相談支援を行った。	ひきこもりに関する問題は顕在化しにくく、家族から相談があっても、本人とは繋がる事ができずに支援が進まない事例が多い。現状の長期化に伴い、家族自体が支援を拒むことがある。	発達支援課、障害福祉課、生活支援相談課等の関係機関からの情報収集、連携を図り、県のひきこもり支援センター等を活用しながら、相談支援を実施する。
12		ひきこもりについて相談支援を行う。	生活支援相談課 相談件数 延べ156件 実28人	生活支援相談課 相談件数 延べ224件 実24人	ひきこもり支援にかかる専任のアウトリーチ支援員の配置を週3日から週5日に増やし、継続的な相談体制を整備した。  6月から月1回の居場所プログラム開催、10月以降に定期的な居場所「セレクト」を開設し、活動を通しての関係づくり、相談できる場づくりに取り組んでいる。	アウトリーチ支援員と自立相談支援員との効果的な連携。安心して過ごせ、相談ができる居場所の運営のための体制強化	アウトリーチ支援員と自立相談支援員がケースについて協議できる場を定期的に設け、多角的な支援を行っていく。  定期的な居場所の運営。
13	就労準備支援	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就職が困難な人に対し、一般就労に向けた相談や支援を行う。	相談件数 延べ87件 実9人	相談件数 延べ74件 実8人	就労を希望しているが、就職が難しい状況にある人に対して、個別相談、面接対策支援、履歴書の書き方、ハローワーク同行支援等、就労に向けた支援を行った。  企業訪問等により職場体験の受け入れについてアプローチした。	就職まで結びつけることが難しく、また就職できてもすぐに離職する事例があるため、相談者に寄り添った支援計画の作成を本人と行うことが必要である。	自立相談支援員と就労準備支援員の連携を密に行い、組織的に支援計画の作成や評価を行うことが出来るようにする。
14	就労に関する相談支援	就労安定推進員による就労相談を行う。	相談件数 延べ444件 実93人	相談件数 延べ198件 実49人	就労相談に来られた方に対して、働く上での相談者一人ひとりが抱えている阻害要因を丁寧に把握するように努め、必要に応じて関係機関及び専門機関と連携して相談対応を行うことが出来た。 考え方や精神面で専門的な助言が必要な方に対しては、公認心理士による「若者しごと悩み相談」を案内し、公認心理士から助言を頂くなど、様々な視点からの支援を行った。	就労意欲が低い人や、意欲はあるが就労できる段階に至っていない人への自立に向けた準備支援、働く準備が概ね整った人への本格就労に向けた段階的な就労サポートができる場が必要である。 また、同時に生活面・金銭面での課題がある方に対しては、関係機関との連携が必要である。	市の関係課との体制整備、公共職業安定所や働き暮らし応援センター「りらく」などと連携し、就労安定推進員による支援の継続を図り、適切な支援プログラムにより就労意欲を喚起し、就労に結びつける。 市内の企業への就労困難者の状況の周知、理解等を促し、雇用促進につなげる。
15		離職中の人資格取得するための費用の一部を補助する。	ハロートレーニング(公共職業訓練) 利用なし 技能技術取得教育訓練受講等補助制度 利用なし	ハロートレーニング(公共職業訓練) 利用なし 技能技術取得教育訓練受講等補助制度 利用なし	雇用保険受給資格者等の一定の要件を備えた相談者についてはハロートレーニング(公共職業訓練)を、また要件を満たさない相談者による申請があれば、当市の技能技術取得教育訓練受講等補助制度を提案したが、利用はなかった。	活用しやすい制度となるよう、補助内容の精査が必要である。	令和8年度に実施する「第3次就労支援計画」の改定作業の中で、施策の検証を行う。
16	生活困窮についての相談	生活困窮に関する相談支援を行う。	生活困窮相談 延べ495件 実141人 就労相談 延べ64件 実26人	生活困窮相談 延べ564件 実146人 就労相談 延べ78件 実20人	困窮者に対し、必要な支援制度を案内するとともに、本人と課題を共有し、自立に向けた支援に取り組んだ。	経済的に厳しい状況に置かれている人に対し、安定した就労や収入、家計改善に向けた支援を行うことが必要であるが、支援を拒むケースも多く、継続性がない。	支援を拒んだ際の関わりには、細く長く相談機関があることを本人に伝えていくことが必要である。
17	家計支援事業	家計に問題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた、生活再建の支援を行う。	相談件数 延べ24件 実20人	相談件数 延べ2件 実2人	家計管理に課題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた生活再建の支援を行った。	家計に課題を抱えていても本人に支援を拒まれることが多く、継続支援につながらない。	家計管理に課題を抱える人に対し、家計収支の適正化を通じた生活再建の支援を行う。
18	多重債務・消費者問題等の相談	多重債務や消費者問題に関する相談支援を行う。	相談件数 延べ20件	相談件数 延べ44件	消費生活相談員による相談を実施し、多重債務および消費者トラブルに対応した。 相談内容に応じて、自立相談支援員等と連携して、生活再建に向け取り組んだ。  啓発事業を実施し、消費者トラブルの防止に努めた。広報もりやま「くらしのたより」掲載(月1回)、有線放送での周知、出前講座、講演会等	高齢者の相談やインターネットによる契約トラブル等が増加している。正しい知識の普及、啓発が必要である。	消費生活相談員による相談を実施し、多重債務および消費者トラブルに対応する。  市広報、有線放送、出前講座等、消費者トラブル防止のための啓発を継続的に実施する。

基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値(11月末)	令和7年度数値(11月末)	令和7年度実績(11月末)	令和8年度に向けた課題	令和8年度取組方針
19	ひとり親家庭等支援についての相談	母子・父子自立支援員および女性相談支援員による各種相談(就労・生活・養育等)や経済的支援(貸付)を行う。また、DVに関する相談支援を行う。	ひとり親家庭等相談件数 延べ534件 DV相談件数 延べ50件	ひとり親家庭等相談件数 延べ650件 DV相談件数 延べ84件	ひとり親家庭および困難女性への相談支援については、組織的な対応ができるよう、関係職員の情報共有に努めている。加えて、子どもがいる家庭に対しては子育て応援室との連携を軸に必要なに応じて学校や円と情報共有しながら支援を進めている。	ひとり親等を対象とした日常生活の悩みごと相談については、本市や県男女共同参画センターの開庁時間での面談が中心である。時間を限らずに相談者の悩みごとを受け止める体制づくりと相談窓口の周知が必要である。	ひとり親家庭等相談、DV相談を通じて、ひとり親家庭の経済的安定と自立、DV被害者の安全確保を図る。 相談窓口の周知を図る。 困難な状況にある女性が相談できる相談受付サイトを開設する。
20	高齢者の介護等についての相談	介護保険サービスの利用支援、介護に関する相談や家族介護者教室等の実施。	総合相談件数(うち基幹との連携件数) 南部3,066件(235件) 中部4,043件(187件) 北部3,982件(231件) 家族介護者教室の実施回数 参加延べ人数 南部 全3回 延べ37人 中部 全5回 (2/25～3/25開催予定) 北部 全4回 延べ70人	総合相談件数(うち基幹との連携件数) 南部4,025件(213件) 中部5,340件(119件) 北部6,501件(270件) 家族介護者教室の実施回数・参加延べ人数 南部 全3回 延べ44人 中部 R8年2～3月開催予定 北部 全3回 延べ63人	各圏域地区地域包括支援センターの訪問活動や関係機関との連携強化により、高齢者の介護保険サービスの利用支援、介護に関する相談や困りごとの早期把握を行い、必要なサービス等の利用につなげた。	介護に関する困りごとの早期把握について、関係機関との連携が必要である。 相談内容が多岐にわたるため、相談支援にかかるスキルアップが必要である。	引き続き、介護保険サービスの利用支援、介護に関する相談や困りごとの早期把握を行い、必要なサービス等の利用に繋げる。 引き続き、家族介護者教室の開催など、介護者支援を行う。 研修の受講等により、相談にかかる資質の向上をはかる。
21	介護保険の利用や介護に関する相談。	—	—	—	窓口や電話において、介護保険に関する相談に応じ、相談内容に合わせて長寿政策課や地域包括支援センター、在宅医療・介護連携サポートセンター等と連携して支援を行った。 介護保険の利用方法や制度改正について、パンフレットや広報等を通じて周知を行うとともに、制度の浸透を図った。 介護保険料について、納付能力と未納額に応じ、寄り添った納付相談を実施した。	介護保険に関する相談において、関係課や関係機関との適切かつ円滑な連携が必要である。	引き続き、窓口や電話において、介護保険に関する相談に応じ、相談内容に合わせて長寿政策課や地域包括支援センター、在宅医療・介護連携サポートセンター等と連携して支援を行う。また、介護保険の利用方法や制度改正について、パンフレットや広報等を通じて周知を行うとともに、制度の浸透を図る。介護保険料については、納付能力と未納額に応じ、寄り添った納付相談を実施する。
22	高齢者のうつや閉じこもりの可能性がある人への相談・支援	うつ、閉じこもりの可能性がある人について、地域包括支援センターの保健師等による訪問・相談の実施。	—	—	保健師等による訪問、相談活動により、うつや閉じこもり状態にある高齢者を把握し、必要なサービス利用等を支援した。 地区担当者が民生委員・児童委員協議会へ毎月出席し、地域支援者からの情報収集等を行った。	うつやとじこもりの状態に陥らないために、予防的視点を持った介入が必要である。	各圏域地区地域包括支援センターの訪問活動や関係機関との連携強化により、うつや閉じこもり状態にある高齢者の早期把握を行い、その人らしい生活を続けるよう相談支援を行う。
23	家族介護者訪問	認知症高齢者を介護している介護者を対象に訪問し、介護負担の軽減を図ることで、自殺等を予防する。	訪問実数 62件	訪問実数 45件	介護保険申請時の調査票から、介護者自身の疾病、精神的疲れ、孤立等に着目し、対象者を選出、訪問を行った。継続的に支援が必要な介護者へは、圏域地区地域包括支援センター職員が支援を行っている。	介護負担が大きく、支援の必要な介護者をタイミングを逃さず把握するため、介護者本人やケアマネジャー、民生委員・児童委員や関係機関等から相談してもらえらるための取組が必要である。	ケアマネジャー等への事業周知 引き続き対象者の選出、訪問を行う。
24	精神科医療との連携	日常の相談の中で、精神疾患の疑われる人や病状悪化の疑いがある人への受診勧奨を行う。	—	—	関係機関と連携を図り、受診等の適切な支援につながるよう努めている。	障害福祉サービスの利用がなく、当課の関わりがない方への支援は困難である。	関係機関と連携を図り、受診等の適切な支援につながるよう努めていく。
25	相談窓口の周知啓発	自殺に関する相談窓口を広報もりやまやホームページ、パンフレットなどにより周知する。	—	—	健康推進員現任講習会にて相談窓口リーフレットを配布。また、令和7年度中に新規でこの相談を受けた市民の一部に対し、悩みの内容別の様々な相談先があること、具体的な相談先を周知するために、面談時に配布。	不安や悩みを抱える人が、必要な時に相談窓口を利用できるよう、様々な場面で相談窓口の啓発を行う必要がある。	不安や悩みを抱える人が必要な時に相談できるよう、広報やホームページ、有線放送、リーフレットの配布等を行い、相談機関の周知啓発を図る。
26	ゲートキーパー研修の実施	自殺の現状や相談機関の紹介、相談時の対応スキルの向上を図るための研修会を実施する。	実施回数 4回 (3中学校、1小学校) 参加人数 延べ125人	健康推進員現任講習会受講者向け 実施回数 2回 R7.7.18 午前、午後の2回(同内容) 参加人数 延べ104人 市内小中学校教員向け 実施回数 7回(4中学校、3小学校) 参加人数 延べ208人	健康推進員現任講習受講者に対し、こころの健康をテーマにした、ゲートキーパー養成研修を実施し、悩みを抱える人に出会ったときの相談先へつなげることの重要性について周知した。 日頃から児童・生徒に接する教職員に対し、教職員向けのゲートキーパー養成研修を実施し相談対応スキルの向上を図った。 YouTubeにて市作成のゲートキーパー講座の動画を配信中。広報や健康だよりにてYouTube動画の二次元コードを記載し、周知している。	命の門番であるゲートキーパーの養成は、こころの悩みを拾い上げ、自殺予防にも寄与する重要な役割であり、より多くの人に研修を受講してもらい、人数を増やしていく必要がある。	対象者を変えながらゲートキーパー養成を継続して実施し、自殺の予兆に気づく人を増やすことで自殺者数の減少を目指す。 ○民生委員児童委員 令和7年度に改選のため、新たな委員に向けて悩みを抱える地域住民を市につないでもらえるようにすることを目的に実施。 ○市職員 窓口対応の機会がある職員に対し、来庁時にこころの悩みを打ち明けられた際に、速やかに連携して対応できるようにすることを目的に実施。 ○小中学校教員 こころが不安定になりやすい時期である思春期の生徒と関わる機会の多い小中学校の教員に対して、こころの悩みを早期に拾い上げ、連携して対応できるようにすることを目的に実施。 ○薬剤師 市民に薬を渡す機会のある薬剤師に対し、こころの悩みを抱える市民を適切な相談窓口につないでもらうことを目的に実施。 動画配信は今後も継続し、あらゆる媒体にて周知啓発を行っていく。
27	相談従事者の資質の向上	精神疾患の恐れがある人や精神障害を抱えている人に対して、こころの健康づくり、自殺対策等の研修会等にも積極的に参加し、相談従事者の資質の向上に努める。	—	—	近畿公衆衛生学会などの学会への参加、精神保健福祉センターや保健所主催の研修会に参加し、相談従事者のアセスメント力の向上を図った。(湖南圏域精神保健医療福祉従事者研修会、ゲートキーパー指導者養成研修会、思春期精神従事者研修会、自殺対策推進レール、自殺対策と他制度等との連携構築に関する研修会、アディクション研修会)	人事異動等により職員の経験年数の積み上げが難しいこともあり、積極的に学会や研修会に参加し、相談従事者の資質向上を図っていく必要がある。また、よりの確かな支援がスムーズに行えるように、課内での定期的なケース共有会や日々のカンファレンスの中での事例検討、必要に応じて他課ともケース共有会を実施し、課と跨いだ相談従事者同士での意見交換を行い、互いのアセスメント能力の向上を図る必要がある。	近畿公衆衛生学会、日本公衆衛生看護学会に参加し、相談従事者の資質の向上を図る。 また、精神保健福祉センターや草津保健所が開催する自殺対策や精神保健等の研修会、事例検討会に積極的に参加し、相談従事者の資質の向上を図る。

基本施策3 自殺予防に向けた普及啓発の充実

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値(11月末)	令和7年度数値(11月末)	令和7年度実績(11月末)	令和8年度に向けた課題	令和8年度取組方針
1		人口動態統計、警察の自殺統計や死亡小票、自殺未遂者や自死遺族への相談・支援等に基づき実態を把握・分析する。	—	—	警察庁の自殺統計や内閣府の統計などにより、本市における自殺の実態把握を行った。自殺者数や自殺率について経年的にまとめ、会議等で報告し、関係者間での情報共有および意見交換を行う。	自殺者の総数が少なく、傾向等の把握が困難である。	人口動態統計、警察の自殺統計や死亡小票等の統計資料、自殺未遂者などへの相談支援等の活動経験に基づき、守山市の自殺の実態分析を行い、自殺対策事業の推進を図っていく。
2	統計等による自殺の実態分析	人口動態統計、警察の自殺統計や死亡小票、自殺未遂者や自死遺族への相談・支援等に基づき実態を把握・分析する。	自殺者数8人	自殺者数6人	警察庁の自殺統計や内閣府の統計などにより、本市における自殺の実態把握を行った。自殺者数や自殺率について経年的にまとめ、会議等で報告し、関係者間での情報共有および意見交換を行う。	自殺者の総数が少なく、傾向等の把握が困難である。	人口動態統計、警察の自殺統計や死亡小票等の統計資料、自殺未遂者などへの相談支援等の活動経験に基づき、守山市の自殺の実態分析を行い、自殺対策事業の推進を図っていく。
3		人口動態統計、警察の自殺統計や死亡小票、自殺未遂者や自死遺族への相談・支援等に基づき実態を把握・分析する。	湖南いのちサポート相談事業 新規対象者5人 前年度からの継続の対象者3人	湖南いのちサポート相談事業 新規対象者6人 前年度からの継続の対象者4人	湖南いのちサポート相談事業対象者(同意あり)本人やその家族に対して、草津保健所と連携し、継続的に訪問や面談を行い相談対応した。	湖南いのちサポート相談事業対象者の情報を基に、自殺未遂者の実態把握に努める必要がある。	湖南いのちサポート相談事業で関わった自殺未遂者への相談・支援等を基に実態を把握する。自殺未遂者の情報や自殺者の統計などを合わせ、実態分析を行い、自殺対策事業の推進を図っていく。
4	母子健康手帳交付時の面接	母子健康手帳発行時には、保健師または助産師が面接を行い、妊婦問診票を用いて身体・精神・社会的な面から妊婦の状態を把握します。把握した情報から妊婦に対して、助言・指導を行い、継続的な支援が必要な場合は、電話や訪問等を実施します。また、必要時子育て関係課とも連携を行い、情報共有しながら支援する。	ネウボロ面接数 500件 (届出466件+転入34件) 問診票フォロー妊婦 115人 (23.0%)	ネウボロ面接数471件 (届出422件+転入49件) 問診票フォロー妊婦 129人(27.4%)	令和7年度は、妻や世間からの期待や圧に精神的にしんどくなった夫や父親からの個別相談も数回あった。夫も支援対象として指導に活用できるような内容にらんらんを改定。外国籍妊婦の動向については様式5の活用で医療機関からの情報を若干得やすくなった。	令和元年以降、ネウボロ面接数は減少傾向にある中で、要フォロー率は増加している。単純に精神疾患をもつ妊婦が増えていおり、家庭環境などで複数の課題を抱える妊婦も増えた印象がある。	引き続き全妊婦に対し、ネウボロ面接を実施。夫・パートナーの状況や家庭環境なども含め、妊婦のメンタルヘルスのリスク把握を行い必要な支援を実施する。引き続き、丁寧な問診により対象者に寄り添った、継続した支援ができるよう努めたい。
5	新生児訪問	新生児訪問にて、EPDS問診票により産後の母親の精神状態についてモニタリングを行う。	EPDS実施数 442人 EPDS9点以上25件(5.6%) ※新生児訪問444件のうち、他市依頼分など2件EPDS実施できず	EPDS実施数 459人 EPDS9点以上 24件(5.2%) ※新生児訪問460件のうち、1件失念	新生児訪問の対象となる保護者への訪問はおおむね実施できた。EPDS高値に対してはフォロー(電話、再訪問、サロン等助奨)できている。	妊娠前から切れ目のない支援としてネウボロ面接や8か月アンケートを生かした伴走型支援を行い、対象者に対して密に関わるように努める。	引き続き、伴走型支援を行い、対象者に対する継続した支援を行っていく。
6	ストレスチェックの推進	企業訪問等の機会を活用し、事業所でのストレスチェック推進やメンタルヘルスに関する取組の推進を図る。	—	—	年度末年齢50歳到達者に対して、ストレスチェックや相談窓口の啓発を行うとともに、がん検診やすこやか歯科健診とあわせて啓発し、心と身体の健康づくりを推進した。 不眠症状に着目したうつ啓発チラシや商工ジャーナルへの折込チラシに、相談窓口の啓発を行うとともに市ホームページのストレスチェックの二次元コードを掲載した。	企業内でのメンタルヘルス推進のため、睡眠からのうつ啓発も兼ねて企業へ知識の普及啓発が必要である。	企業訪問時に睡眠の必要性および相談窓口について啓発資料を配布する。
7	自殺予防週間、自殺対策強化月間等にあわせた普及啓発	有線放送、広報もりやまや市ホームページにおいて、自殺や精神疾患についての正しい知識などを掲載し啓発に努める。	啓発回数 5回	啓発回数 6回	広報もりやまの9/1号にて「自殺予防週間」、10/1号にて「世界メンタルヘルスデー」について啓発を行った。3/1号では「自殺対策強化月間」に自殺予防について啓発を実施予定である。 有線放送で9/3に「自殺予防週間」について啓発を行った。3/4には「自殺対策強化月間」について啓発予定である。 9/10にJR守山駅前にて自殺予防の街頭啓発を、滋賀いのちの電話と合同で実施した。 JR守山駅、自治会、市内公共施設等にポスター掲示、市内セブンイレブン、商業施設等にチラシ設置を行い、不眠症状に着目したうつ予防の啓発活動を行った。庁内ではデジタルサイネージを活用して啓発を行った。	自殺者数はほぼ横ばいで経過しているが、引き続き正しい知識の普及啓発を図る必要がある。	広報、有線放送、ホームページ等を活用し、周知啓発を行う。引き続き、自殺と関係の深いうつ病について、不眠症状に着目した普及啓発を行い、うつ病の早期相談・早期受診を促し自殺予防対策に努める。
8	自殺予防週間、自殺対策強化月間等にあわせた普及啓発	連携機関と協力した啓発活動の実施を図る	—	—	湖南圏域精神保健医療福祉推進チーム会議に出席し、自殺対策等の検討を行う予定。	自殺対策の湖南圏域会議について、障害福祉主管課は構成機関から外れた。	連携機関と協力した普及啓発を検討する。
9	企業への啓発	こころの健康づくりに関する研修会の実施やチラシの配布等により、うつ病等の精神疾患や自殺の現状について周知啓発を図る。	貸出先企業数9社	貸出先企業数10社	企業内人権教育推進協議会の研修会や夏季の企業訪問を通じ、メンタルヘルスやハラスメントを題材とした啓発DVDの貸出を周知した。また、人権啓発品にハラスメント防止や、ワークライフバランスの重要性を意識できる標語を入れ、企業訪問、街頭啓発、研修会時に配布し周知を行った。 商工ジャーナルへの折込チラシにて、こころの健康づくりに関する啓発、相談窓口の周知を行った。(9月にうつ予防に着目した不眠症予防について実施。3月にはストレスチェックおよびゲートキーパーについて啓発を実施予定)	職場内での世代を超えたコミュニケーションの大切さや、様々なハラスメントについて、一定の理解が進んできているが、未だ職場関係に起因した自殺者は存在しており、今後も粘り強く啓発していく必要がある。	引き続き、メンタルヘルスに関する研修会や啓発DVDの貸出によりこころの健康づくりに関する啓発を行うとともに、うつ病・自殺の発生原因となるハラスメントや差別の防止についても、研修会の実施により企業・事業所の理解を促進する。
			—	—		働き盛り世代のメンタルヘルス推進のため、広報等を活用しこころの健康づくりに関する知識の普及啓発を行う必要がある。	商工ジャーナルへの折込みチラシにて、こころの健康づくりに関する啓発を行う。企業訪問時にメンタルヘルス推進を兼ねて睡眠の必要性および相談窓口について啓発資料を配布する。

基本施策3 自殺予防に向けた普及啓発の充実

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値(11月末)	令和7年度数値(11月末)	令和7年度実績(11月末)	令和8年度に向けた課題	令和8年度取組方針
10	雇用関係助成金等の情報提供の実施	雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた等に活用できるよう助成金などに関する情報提供を行う。	セミナー参加企業18社	セミナー参加企業17社	・商工会議所や草津公共職業安定所、働き方改革推進支援センター等と連携し、企業訪問時や研修会実施の際に、企業・事業所で活用いただける各種助成金の情報提供を行った。 ・障害者雇用を検討している市内企業に対し、試用雇用から定着まで活用できる各種助成金セミナーを実施した。(参加企業数17社)	助成金の制度は多岐にわたり、複雑であるため、相談者や企業・事業所に適した助成金を市から勧めることが困難である。	引き続き、雇用情勢や国等の施策を注視しつつ、市内企業・事業所に対し各種助成金セミナーを開催したり、パンフレットを配布するなど、情報提供を行う。
11	家族介護者教室	家族介護者教室等の実施。	家族介護者教室の実施回数・参加延べ人数(再掲) 南部 全3回 延べ37人 中部 全5回(2/25~3/25開催予定) 北部 全4回 延べ70人【再掲】	家族介護者教室の実施回数 参加延べ人数 南部 全3回 延44人 中部 R8年2~3月開催予定 北部 全3回 延63人【再掲】	家族介護者教室や交流会を開催し、介護者支援を行った。	介護に関する困りごとの早期把握について、関係機関との連携強化が必要である。	引き続き、家族介護者教室の開催など、介護者支援を行う。
12	介護サービス従事者に対する研修会	高齢者および介護者への支援者(介護サービス従事者、民生委員・児童委員)を対象に、うつ等による自殺予防に関する研修会を行う。	研修会5回 (管理者研修2回含む)	研修会5回 (管理者研修2回を含む)	介護支援専門員、民生委員・児童委員等を対象に研修会を行った。	うつ病や自殺予防に関するテーマの研修会は実施できていない。研修会以外の機会も活用しながら啓発を行う必要がある。	引き続き、介護支援専門員、民生委員児童委員等を対象に研修会を行う。
13	高齢者のうつや閉じこもりに関する普及啓発	出前講座や健康教育において、高齢者のうつや閉じこもり予防について普及啓発を図る。	出前講座 基幹型:7回 延315人 南部:41回 延1,594人 中部:19回 延830人 北部:14回 延334人 合計:110回 延3,269人  介護予防教室 基幹:3会場各5回 実15回 延211人 南部:5回 延26人 中部:5回 延89人 北部:4回 延96人  守山百歳体操と守山健康のび体操 自主グループへの体力測定 48回 延431人	出前講座 基幹型:2回 延26人 (エンディングノートの講座を除く) 南部:22回 延849人 中部:28回 延673人 北部:39回 延1,543人 合計:93回 延3,413人  事業所等への歯科衛生士の派遣 4事業所で出前講座を実施  介護予防教室 基幹:2会場各5回・実10回 延78人 (12月に1会場5回実施) 南部:4回 延72人 中部:5回 延128人 北部:4回 延131人  守山百歳体操と守山健康のび体操自主グループへの体力測定 44回 延484人	栄養についての講話を出前講座・介護予防教室で実施した。 各圏域地域包括支援センターにおいても、圏域ごとの課題に応じた内容で介護予防教室を開催し、栄養について普及・啓発を実施した。	閉じこもりに伴う高齢者の状態の把握について、関係機関との連携強化が必要である。	出前講座、介護予防教室等の機会を活用し、高齢者のうつや閉じこもり予防について周知啓発を図る。 通いの場等の社会資源の拡大を目指す。 フレイルのハイリスク者に対し、社会参加の必要性について周知啓発を図る。

基本施策4 生きることの包括的な支援の推進

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値(11月末)	令和7年度数値(11月末)	令和7年度実績(11月末)	令和8年度に向けた課題	令和8年度取組方針
1	災害時の対応	災害をきっかけに様々な精神疾患が生じることがあるため、災害時には滋賀県等と連携しながら被災者のこころのケアに取り組む。	—	—	庁内の保健師を対象に、災害時の対応に関する研修会を開催した。また、2月に災害訓練を実施予定である。	災害時に、被災者のこころのケアにも取り組むことができるよう、平時からの準備や職員の資質向上を図る必要がある。	災害時に、滋賀県等と連携しながら被災者のこころのケアにも取り組むことができるよう、防災訓練などで準備を行うとともに、支援方法について研修会等があれば積極的に参加し、職員の資質向上を図る。
2	性的少数者(LGBTQ)の人権に関する啓発	講演会等を通して、性的少数者(LGBTQ)の人権に関する啓発を実施します。	講演会:3回 参加者数:186人	講演会:2回 参加者数:73人	講演会や研修会の開催や広報紙の発行により正しい理解と知識を深める啓発に努めた。 人権講座第4講(地域総合センター・速野学区共催) 開催日:令和7年7月26日(土) 演題:「あなたの身近にもいるLGBTQ～性のあり方は十人十色～」 講師:井上 鈴佳氏 参加者数:48人 第1回守山市人権教育指導者研修会 開催日:令和7年7月30日(木) 演題:「若者の視点から考える「ジェンダー平等」「性の多様性」 講師:富川 拓氏 参加者数:25人	性的少数者(LGBTQ)の人権について、一定の正しい理解や認識は深まりつつあるが、まだまだ無理解や偏見があるため、引き続き啓発に努める必要がある。令和6年度に実施した人権・同和問題に関する市民意識調査においても、年齢が高くなるにつれ、LGBTQに対する理解が進んでいない傾向があるため、令和7年12月に中間改定した第4次人権尊重のまちづくり総合推進計画および第4次男女共同参画計画に基づいて、さまざまな方法で啓発を行う必要がある。	6月のプライド月間とあわせて、啓発を行う。 令和8年度の人権講座でLGBTQの講座を開催する。 滋賀県パートナーシップ宣誓制度導入にかかり、本市においても、令和7年1月6日から、各種行政サービスの運用を開始した。このことの周知を行う。
3		教職員に対し研修会等を実施することにより、教育現場における性的少数者(LGBTQ)の人権に関する理解および対応法について学習する。	—	—	各校園内研修や中学校区内研修で取り上げて、理解を深めた。	人権教育研修の内容はさまざまある中で回数に限られているため、全職員に研修の場を持つことは難しい。	市内人権教育推進主任の研修会、新規採用者研修で、継続的な啓発に努める。市内の小中学校の教職員人権教育校園内研修においても、引き続き研修メニューに加え、学習会での啓発を促す。
4	自殺未遂者への相談・支援	再度の自殺を防ぐために、自殺未遂者に相談支援を行う。	相談件数 延べ216件 実14人	相談件数 延べ34件 実12人	湖南いのちサポート相談事業の同意ありの対象者は、令和7年度新規対象者が6人、前年度からの継続の対象者が5人、その他関係機関からの把握が1名である。対象者やその家族に対して、草津保健所と連携し、継続的に訪問や面談を行い、相談対応した。また、事業だけでなく家族からの相談等があったケースについても面談等対応した。	自殺未遂者に対し、自殺(未遂)行為を繰り返さないよう、継続した相談支援を行う必要がある。	湖南いのちサポート相談事業の対象者に対し、引き続き関係機関と連携を図りながら、相談支援を行う。
5	自死遺族者および周囲の人への相談・支援	自死遺族の後追い自殺や精神疾患を防ぐため、「凧の会」の情報提供および参加調整を図るなどの相談・支援を行う。	相談件数0件	相談件数0件	相談窓口リーフレットに滋賀県自死遺族の会「凧の会おうみ」を掲載。開催案内のチラシを窓口を設置し、周知啓発を図った。	自死遺族が精神的に追い込まれることがないよう、相談支援を行う必要がある。また、相談窓口の周知啓発に努める。	自死遺族に対して、草津保健所および滋賀県自殺対策推進センター等と連携しながら、必要時対応する。また、遺族会の情報提供および相談窓口の周知を図っていく。
6	こどもの居場所・学習支援	小学4年生から高校3年生までの子どもを対象に、居場所づくりを含めた学習支援を行う。	参加者数 延べ246人 実15人	参加者数 延べ235人 実17人	令和6年度同様、困難な状況にある子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の取得・学習等の支援を行い、その生活の向上を図った。 夏休みなど長期休暇期間に北部地域でのニーズを調査するため、速野公民館でのモデル事業を実施した。	北部地域の子どもが参加しやすい実施体制を構築する必要がある。	北部地域の子どもが参加しやすい実施体制について、検討を進める。
7	高齢者の居場所づくり	高齢者の居場所づくりを行うことで、閉じこもりやうつ病等の予防を図る	老人クラブの介護予防の取組 お楽しみライブ1回 スポーツ大会1回【再掲】 すこやかサロン実施回数 (9月末時点) 学区 4回、自治会 464回【再掲】	老人クラブの介護予防の取組 バス研修 1回 お楽しみライブ 1回 スポーツ大会 1回【再掲】 すこやかサロン 学区 9回(345人) 自治会 926回(13,596人)【再掲】	○老人クラブ 老人クラブ活動費に対する補助の実施 老人クラブ連合会の活動等の広報での周知 老人クラブ主催のイベントの準備支援【再掲】  ○すこやかサロン 高齢者が身近な所で集える居場所として定着している。特に、自治会での開催が昨年度より増加している。【再掲】	○老人クラブ 会員数・クラブ数の減少 役員の負担が大きいことや、メンバーの高齢化による、役員のなり手不足 物価の高騰や会員の減少に伴う資金難【再掲】  ○すこやかサロン 参加者の固定化の懸念もあるが、新規の参加者を呼び込むための工夫が必要【再掲】	○老人クラブ 市広報等を利用し、老人クラブの活動を広めることで、魅力を知ってもらい、会員の増加を目指す。【再掲】  ○すこやかサロン 引き続き、社協への委託を行い身近な場所で集えるよう事業を検証し、事業の充実を図る。【再掲】

基本施策5 子ども若者対策の強化

番号	主な事業の名称	事業の目的および内容	令和6年度数値(11月末)	令和7年度数値(11月末)	令和7年度実績(11月末)	令和8年度に向けた課題	令和8年度取組方針
1		メンタルヘルスに関わる授業を行い、こども自身が直面する悩みや不安に対応する方法を学び、生きる力の育成を図る。	実施校 市内全9小学校	実施校 市内全9小学校	市内9小学校で、『こころのサポートプログラム』として取り組んでいる。市内6小学校は授業参観をし、取組状況や子どもの様子について協議をした。授業をおとして、子どもの自己肯定感が高まった。	一定の効果が見られ、子どもも教員も「こころの健康」について、意識づけをすることができた。『こころのサポートプログラム』という形で今後も負担感のないよう継続していく必要がある。	学級活動、道徳教育などを通じ、児童に対し、命の尊さや自分自身を大切にすることを育成する。 市内全小学校(9校)の小学4年生に『こころのサポートプログラム』の実施をする。
2	メンタルヘルスおよび自殺予防教育の実施	児童・生徒が、困難に直面したときに、周囲の大人に助けを求められることができるよう、SOSの出し方教育を実施する。	実施校 市内全4中学校	実施校 市内全4中学校	5/27に教職員向けの事前研修会を開催し、7月に市立4中学校の1年生を対象に授業を実施した。授業を実施し、生徒が自分がかけがえのない大切な存在であること、またストレスへの対処方法を理解し、援助希求行動について考えることができた。さらに、友達の悩みやその対処方法を知ること、友達のSOSに気づき悩みを受け止める力の涵養につなげることができた。	毎年同じ内容の授業とならないように、時代に即したバージョンアップが必要である。学校の授業数確保の観点からも、開催方法を検討する必要がある。	「SOSの出し方教育」推進のため、市立4中学校1年生を対象とした授業を行う(6月～7月実施)。授業実施前には、代表の職員に対する研修を行い、校内で伝達講習を行い、各学級担任に授業を行っていただく。また中学2年生を対象とした「命の大切さを学ぶ教育」の講義内容に、周囲に相談することの大切さ(適切な援助希求能力)について取り入れ、継続的な周知啓発を図っていく。
3		「命の尊さ」「自分の大切さ」をテーマとした授業等を通して、自他の生命を尊重するこころの育成を図る。	実施校 市内全4中学校	実施校 市内全4中学校	市内4中学校の2年生828人を対象に命の大切さを学ぶ教育を実施。アンケート結果では「自分や相手の命は大切だと思いますか」の質問に対して、約98%の生徒が「思う」「どちらかといえば思う」と回答しており、命の大切さについて改めて学ぶ機会となった。	アンケート結果より、授業直後は「いのち」の尊さを大切にすることを育成に寄与できたが、継続的な取組にしていく必要がある。	アンケート結果より、生徒は「自分が小さい存在から始まった尊い命であること」、「自分や相手の命の大切さ」についての学びと機会となり、自己肯定感を高めることにつながったことから、市立4中学校の2年生を対象に引き続き授業を行う(10月～11月実施)。実施にあたり、事前に教員に授業の内容を周知し、準備や配慮の必要な生徒の有無について確認を行う。また、中学1年生時に受けている「SOSの出し方教育」とも関連付け「自分が大切な命であること」、「困ったときは誰かに助けを求めて良い」という継続的な学びにつながることを意識して実施していく。
4	小中学校の相談体制の充実	こころの悩みを抱える子どもにカウンセリングを行うことで、気持ちの安定を図る。(県教育委員会との連携による派遣を含む)	—	—	SSRを市内全小中学校に設置し、やすらぎ支援相談員の拡充を、小学校は週5日、中学校は週4日1名、週3日1名の2名体制を整えたことで、SSRを利用する児童生徒の、状況の好転に繋がった。	個々に対応するケースが多くなり、SSR担当教員とやすらぎ支援相談員で対応が十分にできないケースが出てきている。	やすらぎ支援相談員を小学校は週5日、中学校は週4日1名、週3日1名の体制を継続する。また、SCやSSWとの関わりを積極的に勧め、より安定して学校に登校できる環境を整える。
5	若者しごと悩み相談の開催	若者の仕事の悩みについて、公認心理士による相談を行う。	相談件数 延べ21件 実8人	相談件数 延べ22件 実5人	公認心理士の専門技術・知識を活用したカウンセリングにより、就労安定推進員だけでは引き出せない情報や分析を得ることができた。また、若年者の就職や仕事に関する不安や悩みに寄り添い、相談者の心の安定を支えることができた。	相談者の多くがリピーターであり、仕事に直接関連しない話をされる相談者も多い。人間関係や家庭環境等、円滑な就労を阻害する要因への相談が多く就労につながるまで時間を要する人が多い。また、毎月継続して予約を取られるので、直近の相談が受入れられないことがある。	継続して相談の場を設け、若年者の不安や悩みに寄り添いつつ、相談者の心身の状況に応じてしごとに関する話題にも触れ、安定した就労に結びつける。市の就労相談に来られた方の中で、精神面で専門的な助言を必要とされる方に対して心理士相談の案内する。必要に応じて心理士と就労安定推進員との情報共有の時間を確保し連携した就労支援をしていく。
6	学校における自殺対策のマニュアルによる教育体制の整備	文部科学省発行の「教師がしっておきたい子どもの自殺予防」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を教職員に周知徹底することで子どもの自殺予防を図る。	—	—	「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」の見直しを行い、適宜教職員に周知や研修を行うことで、児童生徒の自殺防止に関連した研修を行った。	「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」周知はできたものの、それに沿った実践的な対応を行っていく必要がある。	文部科学省発行の「教師がしっておきたい子どもの自殺予防」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を周知徹底し、自殺に対する教職員の意識の向上を図る。
7	いじめの早期発見、早期対応	「いじめ防止基本方針」にしたがい、いじめの早期発見、早期対応に努める。	—	—	「いじめ防止基本方針」の見直しと、いじめの定義に沿ったいじめの認知を積極的に行うことができた。	いじめの認知が積極的に行えるようになったものの、組織的な初期対応には課題が残った。	いじめの認知から組織としての初期対応を徹底するために、各校の管理職や生徒指導主任・主事を軸とした情報共有の徹底及び、記録の徹底を周知する。いじめ問題等連絡対策協議会やいじめ問題調査委員会を実施する。
8		子どものこころの悩みやうつ症状の早期発見・早期対応に向けて、子どもや保護者教職員に知識の啓発を図る。	—	—	「ここタン」の聞いてほしい機能で、より早く児童生徒からの困りごとに対する相談等に対応することができた。毎学期教育相談を行うことで、児童生徒の様子の変化に気づき、早の対応や丁寧な対応をとることができた。	SCやSSWとの連携で、より専門的な見解が聞くことができるが、SCやSSWおよび関係機関との連携がうまく回っていないケースがあった。	継続した「ここタン」の活用を推進し、並行して「私の相談フォーム」も活用し早期発見、早期対応に努める。SCやSSWとの連携を強化し、アセスメントを大切にした、組織対応の推進に努める。
9	学校への啓発	子どものこころの悩みやうつ症状の早期発見・早期対応に向けて、相談窓口の啓発や相談対応などの知識の啓発を図る。	—	—	夏季休業明けに若年層の自殺者が増加する傾向にあることから、中学2年生を対象にSOSの出し方教育を夏季休業前(6月～7月)に実施し、相談先を記載した啓発物品等の配布を行った。 市立小中学校の教職員に対して希望を聴取し、ゲートキーパー研修を実施した。	心の教育(小学4年生対象)、命の大切さを学ぶ教育(中学2年生対象)の学びとも関連付け、継続的な啓発の機会とする必要がある。 日頃生徒と接する教職員に対してゲートキーパー研修を継続して行う必要がある。	多様な悩みを抱え始める中学1年生を対象に、夏季休業前に相談窓口が記載された啓発物品を配布し、生徒が悩んだときに相談しやすい環境を整える。また、保健師が相談窓口の案内を行い、学校以外の身近な相談場所について啓発を行う。 日頃生徒と接する機会の多い教職員に対してゲートキーパー研修を継続して行う。